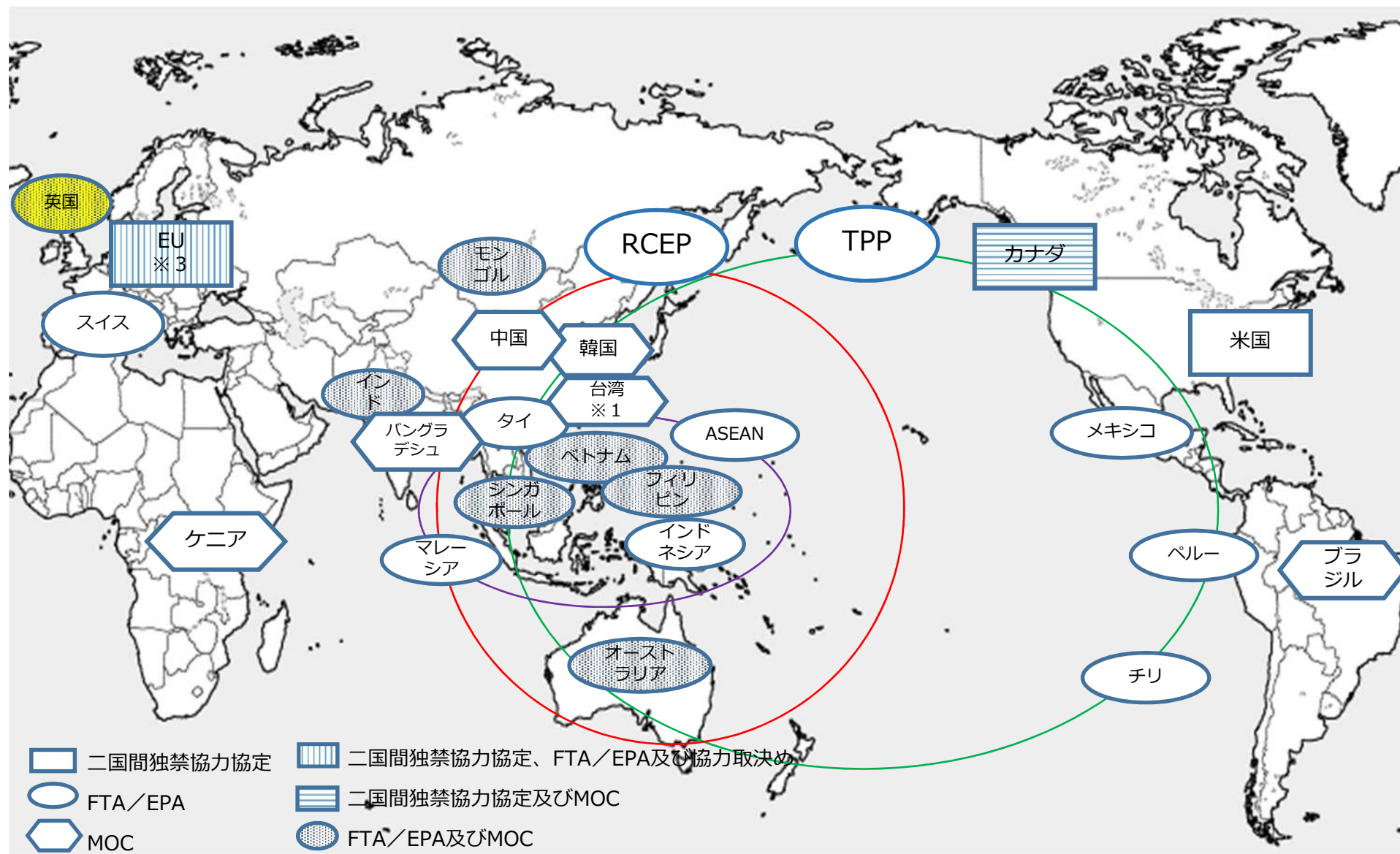




※1 台湾については、（公財）交流協会と亜東関係協会との間の競争法適用に関する了解覚書が交わされている。

※2 RCEP、TPP及びASEANの円部分は、当該協定のおおよその対象地域を示すものであり、加盟国を示すものではない。

※3 スマホソフトウェア競争促進法とデジタル市場法に関する協力取決めにも署名している。